

川越市告示第 6 4 2 号

川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例（平成 1 9 年条例第 1 0 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定により廃棄物処理施設を設置しようとする者から廃棄物処理施設設置等事業計画書が提出され、条例第 6 条第 1 項の規定により関係地域を設定したので、条例第 7 条の規定により告示し、及び当該事業計画書及び生活環境保全対策書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この廃棄物処理施設の設置に係る関係住民は、条例第 1 1 条第 1 項の規定により川越市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 8 年 1 0 月 1 日

川越市長 森 田 初 恵

- 1 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目 3 8 4 番地
東和アークス株式会社
代表取締役 佐々木 誠
- 2 産業廃棄物処理施設の設置場所
埼玉県川越市南台一丁目 5 番 7、5 番 9 以上 2 筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
破碎施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
がれき類
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力
破碎施設：3 7 2 t / 日（8 時間）
- 6 事業計画書受理年月日

令和 8 年 月 日

7 関係地域の設定

別添図のとおり

8 縦覧の場所及び時間

川越市環境部産業廃棄物指導課

川越市環境部環境政策課

川越市大東市民センター

8 時 4 5 分から 1 6 時 3 0 分まで

1 0 縦覧の期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 1 1 月 2 日まで（川越市の休日を定める
条例（平成元年条例第 3 9 号）に規定する休日を除く。）

1 0 関係住民（意見書を提出できる者）

イ 関係地域内において居住する者

ロ 関係地域内において事業活動を行う者

ハ 関係地域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

1 1 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の住所、氏名（法人にあっては、名称及び代表者
の氏名）、電話番号

ロ 対象とする事業の概要

（1） 事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（2） 廃棄物処理施設の種類

（3） 廃棄物処理施設の設置等の場所

ハ 意見書を提出する者の区分

ニ 生活環境の保全上の見地からの意見

1 2 意見書の提出期限

令和 8 年 1 1 月 1 6 日まで（ただし、縦覧期間の満了日までに設置者によ
る説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日の翌日か

ら起算して２週間を経過する日まで)

1 3 意見書の提出方法

川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例施行規則（平成 1 9 年規則第 4 5 号）様式第 4 号によるものとし、川越市環境部産業廃棄物指導課窓口への持参又は郵送（期限日の消印有効）により受け付ける。

1 4 意見書の提出先

川越市環境部産業廃棄物指導課

（郵便番号 3 5 0 - 0 8 1 5 川越市大字鯨井 7 8 2 番地 3）